

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社イワサキ・ アグリサービス	代表者氏名	岩崎 寿雄
主たる営業所の所在地	安芸郡田野町 2759－6		
許可番号	高知県知事許可 (般－6)第 10281 号	許可を受けて いる建設業の 種類	鋼

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 7 年 4 月 2 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項（同条第 1 項第 2 号該当）		
処分の内容（営業停止命令）			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事以外の建設工事			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事（29 業種）を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
2 期間			
令和 7 年 4 月 16 日から 4 月 22 日までの 7 日間			
処分の原因となった事実	政令で定める金額以上の下請契約		
有限会社イワサキ・アグリサービスは、民間工事において、建設業法第 16 条に違反し、同法第 3 条第 1 項第 2 号に規定される特定建設業許可を有しないにもかかわらず、45,000 千円以上の下請け契約を締結した。			
その他参考となる事項	—		